

## 意見書案第6号

### 安倍首相の改憲発言に対して取り消しを求める意見書

上記事項に関し、別紙のとおり意見書を提出することについて議会の議決を  
求める。

平成29年6月8日提出

提出者 中間市議会議員 田口澄雄

賛成者                    "                   青木孝子

                              "                   宮下寛

## 安倍首相の改憲発言に対して取り消しを求める意見書

安倍首相は、憲法施行70周年の記念日である5月3日に、2020年までに憲法第九条に、自衛隊を明記した3項を設けると表明しました。

元来、憲法は国民から時の権力者に対して命じられた文書であり、そのため日本国憲法第99条では、天皇をはじめとして、摂政、国务大臣、国会議員等の憲法尊重擁護の義務を課しています。

そのことに照らしても、今回の発言は明白な憲法違反であり、また、三権分立の原則からも、行政庁の長としての立場でしかない内閣総理大臣としては許されない発言です。

安倍首相は、あくまでも自民党総裁としての立場からの発言であることを強調しますが、現に国会議員であり、内閣総理大臣である事実は、いかに立場の違いを強調しても、正当化できるものではありません。

自衛隊に関しては、一昨年の法改定ですでに集団的自衛権を容認し、海外に派遣をされている現状からみて、この上、憲法でその存在を認めることとなりますと、その活動が無制限となります。

戦後、現憲法の制約の下に、我が国は一人の国民も、一人の外国人も死なせることなく、戦争による惨禍を防いできました。

今回の第3項の追加による憲法第九条の変更は、こうした今までの精神を台無しにするものであり、到底容認することはできません。

よって、地方自治法第99条の規定により、今回の発言を取り消すよう意見書を提出いたします。

平成29年6月8日

中間市議会

衆議院議長 大島 理森 様

参議院議長 伊達 忠一 様

内閣総理大臣 安倍 晋三 様